

フードバレーとから商標使用管理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、フードバレーとから推進協議会（以下「協議会」という。）がフードバレーとから商標（以下「本商標」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本商標の使用は、十勝産食材の見える化による十勝の食の魅力発信を推進するため、協議会が十勝産食材を使った加工品製造を行う食関連企業等に対し本商標の積極的な使用を認めることで、十勝産食材のさらなる利用拡大や販路拡大を図るとともに、十勝地域の食のPRによる地域活性化を実現するなど、フードバレーとからの推進を図ることを目的とする。

(商標権)

第3条 本商標は、別表1に掲げるものとする。

2 本商標の商標権及び著作権は、帯広市が所有する。

3 帯広市と協議会との商標利用許諾契約により、本商標にかかる使用許諾の権利処理はフードバレーとから推進協議会会長（以下「会長」という。）が行う。

(使用の申請)

第4条 本商標の使用の許可を受けようとする場合は、「フードバレーとから商標使用許可申請書（様式第1号）（以下「使用申請書」という。）」により、会長に申請するものとする。

2 本商標の使用については、「フードバレーとから応援企業（プレイヤーズ）」の登録を行った者のみが申請を行うことができるものとする。

3 本商標の申請の際、次の各号に定める書類を第1項に規定する申請書に添付して提出することとする。

(1) 商品見本（使用している十勝産食材をわかりやすく表示しているもの）

(2) 表示している使用食材について、原材料に十勝産食材を使用していることが確認できる書類。

(3) 前号の使用食材にかかる証明の書類が付けることができない場合については、商品に使用されている複合原材料について明らかにした書類。

(使用の許可)

第5条 会長は、第4条の申請があった場合、申請書の記載内容及び添付資料を確認の上、「フードバレーとから商標使用審査委員会（以下「審査委員会」という。）」で適当であると認められる場合には、これを許可し、フードバレーとから商標使用許可書（様式第2号）（以下「使用許可書」という。）を交付するものとする。

2 商標の使用が次の各号のいずれかに該当すると審査委員会で判断された場合は、原則として会長はこれを承認しない。

- (1) 商標を添付することで十勝産食材のイメージを損なうおそれがある場合
- (2) 十勝産食材の使用がきわめて少量であり、申請のあった商品において、商標の表示をすることにより消費者に誤解を与える懸念があると判断される場合
- (3) 消費者の利益を害するおそれがある場合
- (4) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (5) 景品表示法等の法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- (6) その他承認することを審査委員会が不相当と認めた場合

(使用料金)

第6条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、無償で本商標を使用できるものとする。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用できる商標は別表1に掲げるデザインパターンとする。
- (2) 商標は協議会より提供されたデータを使用すること。
- (3) 商標は許可された使用目的のみに使用すること。
- (4) 使用している十勝産食材は消費者にわかりやすく表示すること。
- (5) 本商標は、無断で使用してはならない。
- (6) 本商標と誤認される類似の文字の使用、または商標登録の出願をしてはならない。
- (7) 商標の使用を許可された者は、他人に商標使用权を譲渡、又は貸与することはできない。
- (8) 使用者は、関係法規を遵守するとともに、本商標の機能を損なう、または権利の喪失を招くことのないようにしなければならない。

(変更の届出)

第8条 使用者は、申請内容に変更が生じた場合は、フードバレーとがち商標使用許可変更申請書（様式第3号）により、すみやかにその変更内容を会長へ届け出るものとする。

2 会長は、前項に規定する申請書を受理した場合、その内容を審査し、適当と認めるときには、フードバレーとがち商標使用変更許可書（様式第4号）を交付し、変更を承認するものとする。

(本商標の表示方法)

第9条 使用者は本商標を、次の場合に表示できるものとする。ただし、その具体的な表示方法は別紙「フードバレーとがちロゴマーク表示規程」に沿った使用方法でなければならない。

- (1) 十勝産食材を使用する製品名（以下「対象製品」という。）及び対象製品を収容する

容器または包装等へ表示する場合

(2) 対象製品の販売促進に係るカタログ、チラシ、パンフレット、ホームページ等へ表示する場合

(3) 対象製品の各種展示会への出展や展示場等への展示に際し、展示会場等に表示する場合。また、その集客を図るためのPRチラシ、ホームページ等に表示する場合

(4) 対象製品を扱う店舗の目印としてのぼり、看板等に表示する場合

(5) その他、会長が必要であると認める場合

(使用許可の取消)

第10条 会長は、次のいずれかに該当する場合は、本商標の使用許可を取り消すことができる。

(1) 使用者からの申請内容に虚偽があると認められた場合

(2) 第7条に規定する事項を遵守せず使用している場合

(3) 第9条の規定によらない表示方法を行っている場合

(4) その他、会長が取り消すことが必要と認める場合

(事故、苦情の処理)

第11条 本商標を使用した商品等に係る事故、苦情が発生した場合は、使用者が使用者の責任の下に処理しなければならない。

(調査及び報告)

第12条 会長は、使用者に対し本商標の使用状況等について、調査することができるものとする。

2 使用者は、会長から前項の調査を求められた場合、その内容を報告しなければならない。






(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成26年8月4日から施行する。

別表1 (第2条関係)

デザインパターン	「フードバレーとかち」商標
	 <p>登録第 5652478 号 登録第 5651521 号</p>
	
	<p>(ロゴマークのみ) 登録第 5651479 号 登録第 5651522 号</p>
